

大府医発第470号  
令和5年12月19日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会  
会長 高井 康之  
(公印省略)

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年12月15日より、「顔認証マイナンバーカード」(暗証番号の設定が不要なカード)の交付等申請受付が開始されることを踏まえ、当該カードへの対応等の詳細について日本医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。

### ○顔認証マイナンバーカードの健康保険証利用登録

顔認証マイナンバーカードでは交付時・設定切り替え時に、本人の希望に基づき、市町村での健康保険証利用登録を可能としています。なお、顔認証マイナンバーカードでも、引き続き医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで健康保険証利用登録を行うことができます。

今般、目視での本人確認を行った場合にも利用登録が可能となるよう、顔認証付きカードリーダーのシステムアップデートを実施します。このシステムアップデートに当たって、各医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーの交換等は必要ございません。システムアップデートの詳細については下記 URL に掲載されておりますので、御参照ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/>



### ○顔認証マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する場合の対応

患者が顔認証マイナンバーカードを用いて医療機関・薬局を受診等する場合は、通常のマイナンバーカードと同様の手順で顔認証付きカードリーダーを操作いただくこととなります。なお、当該カードでは暗証番号が利用できなくなるため、本人確認方法としては顔認証による本人確認が基本となります。

### ○目視モードの利用方法

顔認証が難しい場合、医療機関・薬局の受付職員が目視モードを立ち上げ、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することによりオンライン資格確認が可能です。なお、目視モードの立ち上げ方法及び利用方法の流れについては別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、貴会所属の会員医療機関への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府医師会総務課企画室 TEL06-6763-7021  
大阪府医師会保険医療課 TEL06-6763-7001